

令和2年度第3回愛媛地方最低賃金審議会議事要旨

開催日時	令和2年7月28日(火)午後1時30分～午後2時55分		
場所	愛媛労働局会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 5名	定数 5名
	労働者代表委員	出席 4名	定数 5名
	使用者代表委員	出席 4名	定数 5名
主要議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 中央最低賃金審議会による地域別最低賃金額改定の目安の伝達について 2 愛媛県最低賃金に係る意見について 3 愛媛県特定最低賃金の改正の必要性の有無について 4 その他 		
<p>議事要旨</p> <p>本会議は 公開・非公開</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中央最低賃金審議会による地域別最低賃金額改定の目安についての答申内容を、事務局から説明した。 2 愛媛県最低賃金に係る意見について、意見陳述者より、以下の意見が発表された。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ワーキングプアをなくすため、早期に時給1000円の実現、1500円の達成を求めること。 (2) 愛媛県の現在の最低賃金額が、生計費などを実現する手取り実額であるか、審議会として検証すること。 (3) 人口流出に歯止めをかけ、地域を維持・発展させるという観点から「全国一律制度」実現を要望し、地域間格差を拡大する「目安ランク制度」の廃止・是正要求を出すこと。 (4) 審議会として、最低賃金上方改定で必要と考えられる、中小零細企業支援策など、必要な意見表明をしかるべきところに行うよう求めること。 3 愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使各側のオブザーバーより、意見の陳述が行われた。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 紙・パルプ製造業労働者側オブザーバーより、愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金については、改正、引上げの必要性ありとの陳述がなされた。 (2) はん用機械器具労働者側オブザーバーより、愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金については、改正、引上げの必要性ありとの陳述がなされた。 (3) 電気機械器具製造業使用者側オブザーバーより、愛媛県電子部品・デバイス・電 			

子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金については、改正の必要性はあるものの、引上げ額の決定は慎重に行う必要がある旨の陳述がなされた。

(4) 欠席した紙・パルプ製造業使用者側オブザーバーより「愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金は不要」という内容が記載された意見書を事務局で代読した。

4 愛媛県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について、労使各側の出席委員より意見が出された。労働者側委員からは必要性あり、使用者側からは特に今年については、紙、パルプ製造業、造船業、各種商品小売業について、改正の必要性はない旨の意見が出された。

5 その他用意した資料の説明を事務局より行った。

以上